

# 「足場の組立て等の業務に係る特別教育（6時間）」開催のご案内

平成 29 年 11 月

岐阜労働局長登録教習機関

建設業労働災害防止協会岐阜県支部

平成 27 年 7 月 1 日施行の労働安全衛生規則の一部改正に伴い、足場の組立て、解体又は変更に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業を除く）が、特別教育を必要とする業務に追加され、これらの業務に従事される方は特別教育の受講が義務付けられたことから、当支部では下記により本特別教育を開催することといたしましたので、対象となられる方はこの機会にご受講いただきますようご案内いたします。

1. 開催日時 【第 7 回】 平成 30 年 1 月 23 日（火） 8 時 50 分 ～ 16 時 20 分（6 時間）
2. 開催会場 サンレイラ岐阜（岐阜市藪田東 1-2-3）
3. 定 員 50 名 （10 名未満の場合は開催を中止します。）
4. 受講対象者 満 18 歳以上で施行日（平成 27 年 7 月 1 日）以降に、新たに足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業を除く）に従事される方を対象とします。

## 5. 受講料（消費税込）

	受講料	テキスト代（※）	合計
建災防岐阜県支部会員	5,600 円	900 円	6,500 円
上記以外の方	8,000 円	900 円	8,900 円

※テキストについて

「足場の組立て等作業従事者必携」と「足場の組立て等作業従事者必携―内部工事用足場編―（特別教育用サブテキスト）」の 2 冊を使用します。

## 6. 申込みの方法

- ・ 受講申込書に所要事項を全て記入し、下記宛てにお申込み願います。
- ・ 又、受講申込書に証明写真 1 枚（3.0cm×2.5cm・上半身無帽で最近 6 ヶ月以内に撮影したもの）を貼付してください。（デジタルカメラ不可）
- ・ 受講料等は申込み受付後、請求書を会社宛てにお送りいたしますので、講習日の 1 週間前までにお振込みいただきますようお願いいたします。

## 7. その他

- ①. お申込み・お問い合わせ先・・・〒500-8502 岐阜市藪田東 1-2-2 建設会館 2 階  
建設業労働災害防止協会岐阜県支部（Tel 058-276-3743）
- ②. 受講料等の振込先・・・十六銀行県庁支店 普通預金 0395628  
建設業労働災害防止協会岐阜県支部

- ③. ご都合により受講されない場合でも、受講料はお返しできません。
- ④. 講習当日は、筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム）を必ず持参してください。

8. 欠席や遅刻した場合の対応について

- ①. （遅刻）：30分以上遅刻された方は、受講することができません。  
（上記の場合、再受講となり受講料も再度必要となりますので、ご注意願います。）

30分以内の場合は、遅れた時間分の補講を行っていただきます。

（途中退場）：「欠席」扱いとさせていただきます。

（受講料、テキスト代の返金はいりません。）

- ②. 道路事情、交通機関等の理由により、多くの受講生が遅刻するような事態が発生した場合は、開始時刻を遅らせるなどの時間帯の調整を行います。

<カリキュラム・6時間>

科目	時間
足場及び作業の方法に関する知識	3時間
工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分
労働災害の防止に関する知識	1時間30分
関係法令	1時間

※本カリキュラムは、一つの目安であり講義の進め具合等により時間は多少の前後がございます。

## 建設労働者確保育成助成金制度のご案内（平成 29 年度）

（なお、本制度を活用する場合は岐阜労働局助成金センター又は各ハローワークにて十分ご確認のうえ、手続きをお進めください。）

【平成 29 年度】

- ①. 中小建設事業主（雇用保険料率が 1000 分の 12）が、雇用する労働者（雇用保険被保険者であること）を本技能講習に受講させた場合、受講料や賃金の一部が助成される「建設労働者確保育成助成金」の対象となります。

＜「建設の事業」における雇用保険料率は平成 28 年度が 1000 分の 14＞

＜技能講習等のお申込時にご留意いただきたい点＞

- ・ 平成 29 年 4 月 1 日以降に開始する技能講習等は、**事前**（技能講習等を開始する日の原則 **2 ヶ月前から 1 週間前まで**）に建設労働者確保育成助成金計画届等の提出が必要となります。
- ・ 計画届は各社で作成していただき管轄のハローワーク（又は労働局）へ持参により提出していただきますようお願いいたします。

【厚生労働省 HP アドレス】

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html)

＜支給対象・平成 29 年度＞

1. 中小建設事業主が対象となります。
2. 中小建設事業主とは事業所が建設業を営んでいて、資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下、又は常用労働者数が 300 人以下であること。
3. 事業所が、雇用保険に加入しており、その保険料率が 1000 分の 12 であること。
4. 受講者が雇用保険の被保険者であること。  
（建設労働者を雇用しないで自ら建設業を行う「一人親方」及び「同居の親族」のみを使用して建設事業を行なっている事業主は支給対象とはなりません。）

＜支給要件・平成 29 年度＞

1. 経費助成・・・  
受講料は事業主負担で受講させること。
2. 賃金助成・・・  
「経費助成」の要件を満たす講習を 1 日 3 時間以上、所定労働時間内に受講させ、その期間の所定労働時間に労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の賃金を支払った場合に助成対象となります。所定労働時間外に割増賃金を支払った場合、休日に受講させた場合は振替休日を与えるか、所定の割増賃金を支払った場合。

### <助成金額・平成 29 年度>

1. 技能講習開始時点に企業全体の雇用する雇用保険被保険者数 20 人以下の場合・・・  
受講料の 4 分の 3 の助成金、そして 1 人につき 1 日 7,600 円（1 日 3 時間以上の受講）の  
賃金助成
2. 技能講習開始時点に企業全体の雇用する雇用保険被保険者数 21 人以上の場合・・・  
受講料の 5 分の 3 の助成金、そして 1 人につき 1 日 6,650 円（1 日 3 時間以上の受講）の  
賃金助成

「生産性要件について」・・・

- 生産性を向上させた企業で特に希望される場合は、労働関係助成金が割増されます。
- 詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

- なお、詳細は、岐阜労働局職業対策課助成金センターまでお問い合わせください。

### 【受講申込時に必要となる書類】

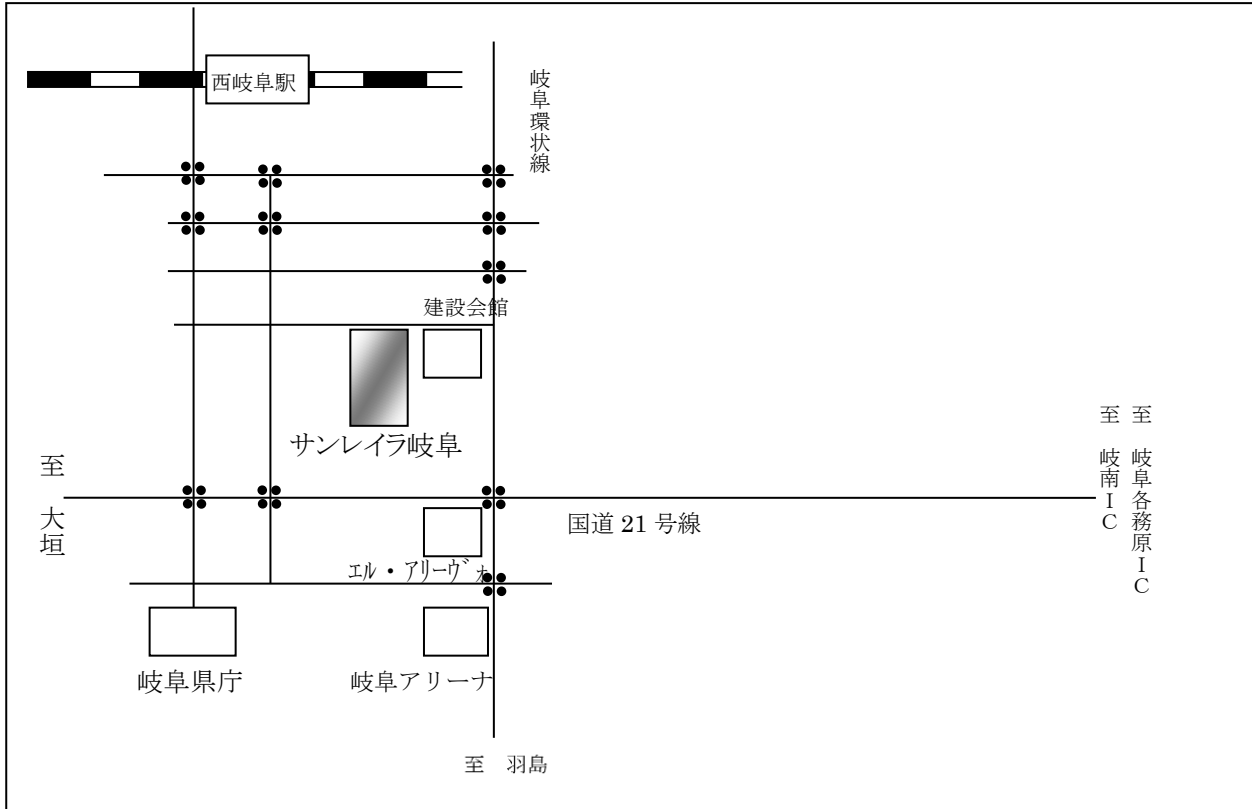
- 本助成金の活用を希望される場合は、受講申込書と同時に下記書類を建災防岐阜県支部へ提出してください。
  - ①. 労働保険概算・確定保険料申告書、労働保険料等納入通知書（写し）
  - ②. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主控・写し）

【会場案内図】

☆ お車で、ご来場される場合は**サンレイラ岐阜南側駐車場**をご利用いただきますようご協力をお願いいたします。

(サンレイラ岐阜と岐阜ハウジングギャラリー県庁前の間となります。)

☆ サンレイラ岐阜正面又は、北側に駐車いただくと、お車の移動をお願いする場合がございます。



「足場の組立て等の業務に係る特別教育（6時間）」受講申込書

講習希望日	平成 30年 1月 23日 開催分	
フリガナ		
氏名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日	
現住所	〒 ー	
事業主証明	上記の者は、記載事項に相違がないこと又、当社従業員であることに相違ないことを証明いたします。 〒 ー 会社名 会社住所 代表者氏名 電話番号 ご担当者氏名	
建災防岐阜県支部 会員・非会員の別	該当する数字を○で囲んで下さい。	1. 会員 2. 非会員

※ 証明写真（2枚・3.0cm×2.5cm）を貼付してください。

平成 年 月 日

建設業労働災害防止協会岐阜県支部 殿

申請者  
(受講者本人) 印

1. 本申込書に記載していただく氏名、生年月日等は法律で記入が定められている事項です。誤りのないよう正確にご記入ください。
2. 本申込書にご記入いただいた個人情報は、修了証へ記載するためのものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。

写 真

全面のり付けし 貼付して下さい 3.0cm×2.5cm
-----------------------------------

受講番号	NO.
------	-----